

四日市市告示第171号

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第250号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象費用及び補助率)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な費用で次の各号に掲げるものとし、<u>補助率は当該各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 講師報償費（ただし、補助金の交付を受けようとするものが所属する団体の会員が講師を務めるなど、一般的に無償で講師を務めるべきものと判断される場合の講師料は対象外とする。） <u>10割以内</u></p> <p>(2) <u>要約筆記及び手話通訳報償費、託児・託老にかかる委託料</u> <u>10割以内</u></p> <p>(3) <u>事業にかかる事務費(会場使用料及び機器使用料(講演会場以外の使用は対象外とする。))、印刷製本費(外部発注以外は対象外とする。)、通信費</u></p>	<p>(補助対象費用)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な費用で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 講師報償費及び講師旅費(<u>講師料が10万円を超える場合は10万円を限度とする。</u>ただし、補助金の交付を受けようとするものが所属する団体の会員が講師を務めるなど、一般的に無償で講師を務めるべきものと判断される場合の講師料は対象外とする。)</p>

(郵送料、切手代)、消耗品費(チラシや配布資料作成の用紙代) 5割以内

(4) その他市長が適当と認めた費用
5割以内

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条第1号に掲げる額が3万円を超える場合は3万円を限度とし、前条第3号及び第4号に掲げる額の合算額が1万円を超える場合は1万円を限度とする。また、補助金の合計額は、前条第1号から第4号に掲げる額の合算額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、その額が6万円を超える場合には6万円とする。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 会場使用料及び機器使用料(講演会場以外の使用は対象外とする。)

(3) 視察の費用(バス借用代、高速代)

(4) 印刷製本費(外部発注以外を対象外とする。)

(5) 通信費(郵送料、切手代)

(6) 消耗品費(チラシや配布資料作成の用紙代)

(7) その他市長が適当と認めた費用

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条第1号に規定する補助対象費用に相当する額及び同条第2号から第7号までに規定する補助対象費用の2分の1に相当する額の合算額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、その額が10万円を超える場合には10万円とする。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

四日市市在宅医療啓発活動事業 収支予算書

事業名 _____

収入の部			支出の部		
科目	金額	内訳	科目	金額	内訳
市補助金			補助対象経費		
A + (B × 1/2)			講師料		
(千円未満切捨)			要約筆記・手話通訳		
			報償費		
			委託料(託児・託老)		
自己資金			計 (A)		
会費			上記以外の補助対		
その他			象経費		
			計 (B)		
			補助対象外経費		
			計 (C)		
収入合計			支出合計		
			(A) + (B) + (C)		

収入合計＝支出合計となりますので
 ご注意ください。

団体名 _____

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

氏 名 _____

印 _____

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第12条関係）

四日市市在宅医療啓発活動事業 収支決算書

事業名 _____

収入の部			支出の部		
科目	金額	内訳	科目	金額	内訳
市補助金 A + (B × 1/2) (千円未満切捨)			補助対象経費 講師料 要約筆記・手話通訳 報償費 委託料(託児・託老)		
自己資金			計 (A)		
会費			上記以外の補助対 象経費		
その他				計 (B)	
			補助対象外経費		
			計 (C)		
収入合計			支出合計 (A) + (B) + (C)		

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

団体名 _____

<市民団体の場合は団体名と代表者名を記載>

氏 名 _____ 印

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は告示の日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)